

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社グリムスパワー
住所	東京都品川区東品川2-2-4

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	<p>■電力小売事業 弊社は、工場や商店等の法人需要家を中心に、電力販売を行っております。</p> <p>■その他 需要家の使用状況に応じて、運用改善及び設備改善の提案を行っております。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<p>■電力調達に係る推進体制 当社はバランシンググループに属している為、代表契約者と定例会を開催し、温暖化の対策となるような調達を検討します。</p> <p>■その他の温暖化対策に係る推進体制 営業部において、需要家の運用改善及び設備改善の提案を行います。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2022年度)	0.454 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.479 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	当年度目標 (2023年度)	0.453 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.478 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	短期目標 (2025年度)	0.452 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.477 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	長期目標 (2033年度)	前年度以下 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	前年度以下 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	<p>(目標に係る措置の考え方)</p> <p>バランシンググループに属しておりますので、電力の調達に関しましては代表契約者の方針に帰属しますが、当社でも温暖化対策が出来ないか検討していきます。</p>		

\*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。  
 \*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。  
 \*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	極力利用 (千kWh)	極力利用 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
現時点、実績等はありません。			
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	極力利用 (千kWh)	極力利用 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
現時点、実績等はありません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	現時点、具体的な実績等はありません。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	当社は火力発電所を有しておりません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	需要家の使用状況に応じて、運用改善及び設備改善の提案を行っております		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	当社事業社において、クールビズ・ウォームビズの推奨及び、照明等の省エネ化を実施。		

\*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

\*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

\*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

\*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

\*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。